

資料 1

令和 5 年度

第 2 回

鹿屋市下水道事業審議会

日 時 令和 5 年 4 月 27 日 (木)

14:00~

場 所 鹿屋市役所上下水道部庁舎

2 階大会議室

鹿屋市上下水道部

# 令和5年度 第2回 鹿屋市下水道事業審議会

期 日：令和5年4月27日（木）

時 間：14:00～

場 所：鹿屋市役所上下水道部庁舎2階大会議室

---

## 会 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報 告

（1）第1回鹿屋市下水道事業審議会結果 （資料2 P1～P3）

（2）住民説明会及び電話・来庁者の意見等について

（資料2 P4～P7）

（3）計画設計業務委託に伴う下水道計画区域の面積算定について

（資料3）

4 協 議

鹿屋市公共下水道計画の見直し(案)について （資料4）

5 その他

6 閉 会

## スケジュール（案）

年度	令和4年度															令和5年度			備考
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
計画区域見直し																			
(1) 審議会																			
委員選定	▨																		
第1回(委嘱・諮問)		▨																	
第2回(審議)					■														
第3回(答申)								■											
(2) 住民説明会																			
住民説明会			2/6, 2/7, 2/9, 2/15																
開催周知(広報・HP)		▨																	
(3) 市民全体																			
パブリックコメント					■														
市民への周知(広報・HP)									■										
(4) 市議会																			
委員会・議員説明会				▨							■								
(5) 関係機関協議																			
県協議					■					■			■						
下水道法変更認可申請・同意																	■		
第8期事業計画申請 第7期事業計画終了																		■	

▨	実施済み
■	今後の計画

## 鹿屋市下水道事業審議会委員

1. 任 期：令和5年1月20日 ～ 令和6年3月31日

2. 名 簿

No.	区分	氏 名	住 所	備 考
1	市 民 代 表	くぼ けんたろう 久保 健太郎	上谷町	町内会長
2		とうくぼ まさひで 東久保 正秀	王子町	町内会長
3		にしのその みつあき 西之園 實秋	下祓川町	町内会長
4		うえごもり つかさ 上籠 司	西原2丁目	町内会長
5		みやした けいこ 宮下 恵子	白崎町	
6		ふじの せつこ 藤野 節子	大手町	
7		くすはら ゆうこ 楠原 優子	打馬1丁目	
8		せつが ちえ 節賀 智恵	西原1丁目	
9	学 識 経 験 者	せき ともあき 関 朋昭	白水町1番地	鹿屋体育大学教授
10		こばやし ちづる 小林 千鶴	上谷町	公認会計士
11		おとし ひとみ 落司 ひとみ	田崎町	鹿児島県建築士会 鹿屋肝属支部 顧問
12	行 政 機 関	いとう まさひろ 伊東 理博	肝付町新富1013-1	大隅河川国道事務所 流域治水課長
13		みやのした こういち 宮ノ下 耕一	打馬2丁目16-6	大隅地域振興局 保健福祉環境部 衛生・環境課長

# 令和5年度 第2回 鹿屋市下水道事業審議会

期 日：令和5年4月27日（木）

時 間：14:00～

場 所：鹿屋市役所上下水道部庁舎2階大会議室  
(鹿屋市上下水道部)

御質問・御意見等ございましたら、電話やFAX等で御連絡下さい。

委員名 ( 委員)

質問・意見等

**【連絡先】**

鹿屋市 上下水道部 下水道課

TEL 0994-35-1237

31-1133

FAX 0994-31-1179

MAIL [gesuidou@city.kanoya.lg.jp](mailto:gesuidou@city.kanoya.lg.jp)

担当 宮原・出口

## 資料 2

### 3. 報告

#### (1) 第 1 回鹿屋市下水道事業審議会結果

会議等の記録

会議等名	令和 4 年度 第 1 回 鹿屋市下水道事業審議会
日 時	令和 5 年 1 月 20 日 (金) 14 : 00 ~ 15 : 30
場 所	上下水道部庁舎 2 階 大会議室
出席者	鹿屋市下水道事業審議会委員 (12 名) 久保委員、東久保委員、上籠委員、宮下委員、藤野委員、楠原委員、節賀委員、 関委員、小林委員、落司委員、門田委員、宮ノ下委員 市長 事務局 (7 名)
内 容	諮 問 : 鹿屋市公共下水道事業計画区域の見直し (縮小) について 報 告 : 鹿屋市公共下水道事業の概要について 協 議 : 鹿屋市公共下水道事業計画区域の見直し (縮小) について ◎区域見直しの説明について概ね了承された。 ◎2 月に実施する住民説明会の意見を集約し、次回審議会ですべて検討する。
概 要 主な意見等	<b>○公共下水道事業の概要について (報告) についての質疑</b> (東久保委員) 784ha 完成を達成するために 30 年かかるのか。 → (事務局) 令和 3 年度末で 618ha が完了。残り約 2 割について整備完了に約 30 年 かかると推定される。処理場の工事も含め、これまで 350 億円程度かけ整備し ている。 (上籠委員) 国の考え方の見直しは、どういう状況でそうなったのか。 → (事務局) 少子化や高齢化が進み、人口も減っていくなか、下水道が完成するま でに多額の費用と長期の期間を要することや、国が令和 8 年度までに汚水処理 施設整備を概成させるように求めていることがある。今後は、下水道だけでなく、機動的に整備ができる合併処理浄化槽も推進するように、国は先頭に立っ て呼びかけている。 <b>○公共下水道事業計画区域の見直し (縮小) について (協議)</b> (東久保委員) 合併処理浄化槽に転換しようという方向性が強いが、合併処理浄化槽は S D G s に対しては前向きなのか。電気代の節約についてはどうなのか。 → (事務局) S D G s の 6 (安全な水とトイレを世界中に) の目標になる。合併処理 浄化槽は、一般家庭用の 5 人槽では性能的に B O D が 20PPm 以下であれば良い ことになっているが、実際は 10PPm も下回っており、水質は良好と聞いている。

<p>概要 主な意見等</p>	<p>市の下水処理センターの電気代も今年度はかなり上がることが予想されており、一般家庭の電気料金の高騰と同じような状況である。</p> <p>(久保委員)</p> <p><b>肝属川の水質への影響はどうか？</b></p> <p>→ (事務局) 下水道は整備を進めて 40 年が経過し、接続していただいた効果はあったと捉えている。今回、一部、合併浄化槽処理に代わっても、少なくとも今より悪くなるということは論理的にないと考えている。</p> <p>(東久保委員)</p> <p><b>合併処理浄化槽については、市が設置補助金を出している。この補助金は下がる方向にはないか。比率をずっと維持しているか。</b></p> <p>→ (事務局) 市では現在、合併処理浄化槽への転換に対して設置補助を出しており、所管は生活環境課になる。現時点で補助額を下げることは聞いていない。</p> <p>(上籠委員)</p> <p><b>一番良いのは、早急に下水道の整備をやめて、そこに住もうとする人が個人負担で合併処理浄化槽にすることだ。今後さらに 30 年間も市民の税金を投入することは大変なことであり、汚水管の更新の時期が来ることも考慮して区域の縮小を検討してもらいたい。</b></p> <p>(久保委員)</p> <p><b>合併処理浄化槽と下水道には、それぞれメリット、デメリットがあると思う。</b></p> <p>(落司委員)</p> <p>新築住宅の場合、下水道区域外では合併処理浄化槽しか設置できない。また、新築の場合には補助金はない。リフォームや、単独浄化槽又は汲み取りから合併処理浄化槽に転換されるお宅には、補助金があることを伝えている。</p> <p><b>助成金を上手に使いながら合併処理浄化槽に換えていくことは、水環境や排水環境を整えていくために、大変プラスになっている。</b></p> <p>(小林委員)</p> <p><b>反対している方の意見も聞きたい。</b></p> <p>→ (事務局) 2月に4回程度、住民説明会の開催を予定しており、その中で、市民の方々の意見を把握したいと考えている。</p> <p>(小林委員)</p> <p>下水道であれば公共側で責任を持って整備してもらえるが、合併処理浄化槽は設置もそうだが維持管理も個人でしないといけない。<b>個人負担となると、今後高齢化が進んだとき、維持管理が心配である。</b></p> <p>(節賀委員)</p> <p><b>下水道に関して考えたことはあまりないが、自己負担はどれくらい増えるのか、増えないのか、維持費はどれくらいか、住民としては金銭的な部分が気になる。</b></p> <p>(門田委員)</p> <p><b>昨年度の料金改定の話は、今回の区域縮小を踏まえて考えられているのか。</b></p> <p>(事務局)</p> <p>いろいろな計算をしたうえで、区域縮小を踏まえて使用料設計を行っている。</p>
---------------------	---

審議会後にいただいた質問・意見等

概要

主な意見等

(東久保委員)

**合併浄化槽と下水道とのコスト(ランニングコスト)比較は。**

→月々の使用経費は、下水道新料金で、

毎月 20 m<sup>3</sup>使用の場合は 2,800 円/月 (税別)、

毎月 30 m<sup>3</sup>使用の場合は 3,900 円/月 (税別)、

毎月 40 m<sup>3</sup>使用の場合は 5,050 円/月 (税別) であり、合併処理浄化槽(5 人槽)の毎月点検料は 3,210 円 (税別) と法定検査分及びプロアの電気代等があることから、2 人世帯の使用水量が少ない家庭では下水道使用料の方が安い状況となっているが、家族が多く使用水量が多い家庭などでは合併処理浄化槽のコストの方が安い状況となり、一概に比較することは難しい。

(東久保委員)

**汚泥処理物を堆肥化しているがどこで売っているのか。**

→本市処理場で発生した汚泥は、脱水処理をした後、事業者へ引渡し、そこで汚泥発酵肥料として製造、販売している。

(東久保委員)

**下水道計画を縮小したとき、浄化槽業者は 2 社で足りるのか。**

→見直し区域については、これまでも浄化槽及び汲取り処理の地域であることを考慮すると、浄化槽業者の負担が増えるものではない。

(東久保委員)

**合併処理浄化槽と下水道とでは、経済的に、環境的にどちらがよいのか。**

→現在、単独処理浄化槽及び汲取り便槽を使用の方にとっては、合併処理浄化槽の設置補助金が適用されることから、整備費用に関しては合併浄化槽の方が経済的には安くなる。また、市費の負担は 2.7 億円の工事費縮減となる。

維持管理費については、使用する量によって違いがあることから一概に比較することは難しいところである。

環境的な面では、合併処理浄化槽の性能も上がっており、水質指標の BOD で比較しても、どちらも水質基準はクリアしている。

(東久保委員)

**当初 1,348ha から 784ha に変更した時、処理場に空きスペースが発生するのでは。**

→現在の未利用地については、将来の更新用地と位置付けている。これまでも暫定的な利用として、処理場工事の際の現場事務所や仮置き場等に利用することもあったが、今後は、災害時の仮設沈殿池などの防災用地としても期待されている。

(東久保委員)

**対象区域と対象区域外で、生活環境の差は発生しないのか。**

→現在、単独浄化槽や汲取り便槽を使用の場合、トイレのみの処理であるため、洗濯やキッチンの雑排水などを側溝に流している状況である。一方、下水道及び合併処理浄化槽の場合は、すべての排水を浄化して川へ流すことから、生活環境は今よりも良くなるものと考えている。



## 資料2

### (2) 住民説明会及び電話・来庁者の意見等について

#### I. 住民説明会の開催結果

##### ●住民説明会出席者数

	日 程	場 所	参加人数
1	2月6日	東地区学習センター	8名
2	2月7日	中央公民館	7名
3	2月9日	農業研修センター	10名
4	2月15日	西原地区学習センター	14名
		計	39名

##### ●来庁及び電話問合せ数

見直し内容説明、資料送付等

29 件

##### ●住民説明会の周知方法

◇見直し対象地区の各地権者(県外在住者含む)へ開催案内文等を郵送

開催案内郵送者	767名
添付資料	・開催案内 ・区域見直しの概要版

◇その他

- ・広報かのや
- ・鹿屋市ホームページ
- ・かのやライフ (アプリ)

に開催案内を掲載し周知を図った。

## Ⅱ. 意見・質問等について

### 下水道は不要

- ① 既に合併処理浄化槽を設置し新築したので下水道は必要ない。
- ② 高額な受益者負担金を払ってまで下水道を整備しなくていい。
- ③ 周りの住民も合併処理浄化槽を設置しており下水道は必要ない。
- ④ 下水道にすると接続工事代が40万円くらいかかり、水道代が1万円くらい上がると聞いた。年金生活者には払えない。下水道は不要。
- ⑤ まだ建築予定はないが下水道整備に時間がかかるのであれば、合併処理浄化槽で対応するので問題はない。

### 下水道整備継続希望

- ⑥ 下水道整備をしてもらって早期に接続したい。
- ⑦ 財源の話は理解するが、衛生的にきれいな街でないと子育て世代の若い人が地域に来ないので、下水道を整備してもらいたい。

### 関係はないとの認識

- ⑧ 既に合併処理浄化槽を設置しているため、自分の生活には関係ない。
- ⑨ 所有する土地はR2年7月豪雨で浸水し、買い手もみつからない二束三文の土地である。説明会は行く必要がない。
- ⑩ 現時点では建築予定はない。私の場合、影響はないかなと感じる。
- ⑪ 更地であるため浄化槽、下水道は今のところは関係がない。
- ⑫ 下水道は別に関係ないので、区域の縮小は賛成である。

### 浄化槽設置補助の問合せ

- ⑬ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した場合、設置補助金はいくら出るか。  
➡5人槽の場合、最大で約80万円の補助。参考①
- ⑭ 区域の見直し(縮小)した後、(浄化槽の補助は)いつから始まるのか。  
➡最短でR6年4月から補助対象となる。
- ⑮ 合併処理浄化槽へ転換する際、できるだけ負担が減るような政策をとってほしい。  
➡R5年度から浄化槽設置補助金に変更。参考①
- ⑯ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合、実質どれくらいかかるのか。  
➡数万円から20万程度。(浄化槽設置補助金が最大の場合)
- ⑰ リフォームを考えており、今回の結論を待ちたい。合併処理浄化槽の処理区域となって設置補助は、来年(R6年度)から申請できるのか。➡最短でR6年4月以降
- ⑱ 合併処理浄化槽への転換の普及を今後どのように呼びかけるのか。  
➡ホームページ等で周知を図ることとしたい。
- ⑲ 縮小の決定の時期はいつ頃か。  
➡R5年度末までに県の同意を得たい。

## 下水道に関する問合せ

- ⑳ 下水道が整備されたら、絶対に接続しなければならないのか。  
➡金銭的な問題もあるが速やかな接続をお願いしている。
- ㉑ 今のままで単独処理浄化槽を使い続けると罰則があるか。  
➡罰則はないが、速やかな転換・接続をお願いしている。
- ㉒ 区域外となる土地に新築する場合は、浄化槽を設置すれば家は建てられるのか。  
➡もともと区域外である地域と同じく、合併処理浄化槽を設置すれば建築可能。
- ㉓ 下水道に接続する工事費用はいくらくらいか。  
➡土地の形状により違いがあり明確にお伝えできないが、約 40 万円以上。
- ㉔ 下水道が未整備であり、道路に個人（自己負担）で管路整備し接続する場合、1 m 当りどれくらいかかるか。➡深さが浅いのであれば、m 当り 7 万程度。
- ㉕ 区域内区域外の境界の確認をしたい。
- ㉖ 世帯数で言うと汚水処理はどのくらい終了しているのか。
- ㉗ 私道が多い箇所はなぜ整備が進まないのか。  
➡代表者による申請が必要であり、すべての地権者の同意が得られない。

## その他問合せ・意見

- ㉘ 下水道と合併処理浄化槽の維持管理経費を比較するとどうなるか。  
➡下水道は、使用水量によって使用経費が違うことから一概に比較することは難しい。
- ㉙ 10 年くらい前に自己負担で合併処理浄化槽に転換したが、補助金が出なかった。その時の工事費の一部くらいは遡って補助金のお金はいただけるのか。  
➡下水道の整備が進まず、新築やリフォームにより自己負担で浄化槽をされた方について、これを遡って補助金を出すというは現在のところ考えていない。
- ㉚ 「公共下水道区域以外の方々も不利益にならないように」ということは市民に対する前提だと思うが、見直しで区域外になる人達は取り残された市民になるのではと思う。  
➡現在の計画では、使用料や負担金だけでは事業は賄えない。起債いわゆる借金をして、一般会計から繰入をもらっている状況であり、結果的に下水道を使っていない方にもご負担いただくということである。このまま污水管の拡大を続けることで、下水道を使っている方、使っていない方に負担がかかることも考えられることから、区域の縮小を検討しているところをご理解いただきたい。
- ㉛ 市の見直し案は理解するが、住民としてはやはり個人負担が気になる。

## 他の方々の意見に一任

- ㉜ 概要版の内容は拝見した。皆さんの意見に一任する。

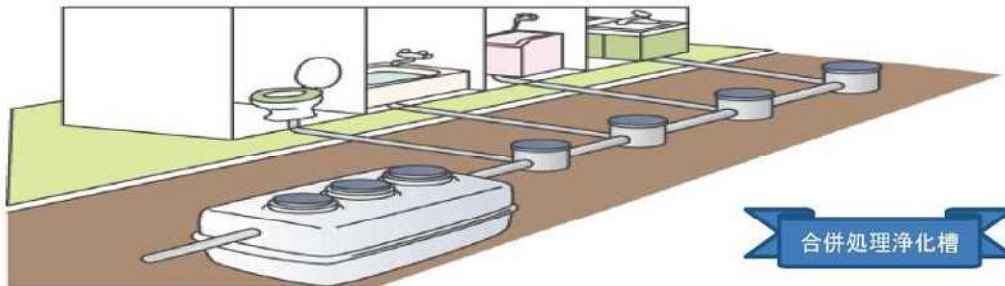
## 説明会資料郵送希望

- ㉝ 高齢で足も悪く、咳も出るので出席できない。資料があれば見てみたい。
- ㉞ 説明会の資料を送付してほしい。内容を確認して意見があれば連絡したい。

## 鹿屋市小型浄化槽設置整備事業補助金について

### 概要

この制度は、生活排水による川や海の水質汚濁防止を目的として、単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に補助金を交付します。



- 1 対象となる建物（10人槽以下の浄化槽を設置する以下の建物）
  - (1) 既存の住宅
  - (2) 既存の併設住宅（店舗兼住宅・事務所兼住宅など。住宅部分が2分の1以上であること）  
**※新築の建物は補助対象外です。**
- 2 対象の地域  
 公共下水道事業計画及び農業集落排水整備事業実施区域を除く市内全域
- 3 補助金額（限度額）

業者区分	人槽区分	小型浄化槽の設置に関する費用	単独処理浄化槽の撤去に関する費用	くみ取り便槽の撤去に関する費用	宅内配管工事に関する費用
市内業者	5人槽	382,000円	120,000円	90,000円	300,000円
	6・7人槽	464,000円			
	8～10人槽	598,000円			
市外業者	5人槽	332,000円			
	6・7人槽	414,000円			
	8～10人槽	548,000円			

市内業者・・・市内に事業所を有している法人又は、市内に事業所及び住所を有する個人

**※上記の金額は限度額です。**

【問い合わせ先】  
 鹿屋市 生活環境課 環境保全係  
 電話 0994-31-1115（直通）浄化槽担当

### 資料3

## (3) 計画設計業務委託に伴う計画区域の面積算定について

○計画設計業務委託に伴い、

- ・縮小区域の面積をデジタル計測したところ、平成当時の図面により算定された面積と乖離があったこと
- ・縮小対象地域の面積に、自己負担で下水道接続し供用開始済みである箇所が計上されていたこと

などからこれらを見直し、縮小対象区域は「69ha」から「62ha」に変更します。

内 容	現計画	今回計画	増 減
事業計画区域 面積	784 ha	722 ha	62 ha 減

## 資料 4

### 鹿屋市公共下水道計画の見直し（案）について

#### 1. 鹿屋市公共下水道事業の現状

本市の公共下水道は昭和 56 年 4 月に事業に着手、平成元年 3 月に一部供用を開始し、34 年が経過しています。令和 4 年度末時点での事業計画区域の面整備率は 79.5%であり、残りの未整備地区は約 20%となっています。

○令和 4 年度末の整備状況

区 分	内 容	面整備率
整備済面積（汚水）	623.89ha	-
事業計画区域面積	784.3ha	79.5%
全体計画区域面積	807.2ha	77.3%

#### 2. 区域見直しの背景と課題

昨今では次のようなことが課題となっていることから、市民の皆様への影響や今後の下水道経営の観点から、公共下水道計画区域を見直しすることが必要と考えています。

**汚水整備完了までに長期の期間と多額の費用を要すること**

◆このまま整備を進めると約30年以上！

**国・県から汚水処理施設の早期概成(概ね完了95%)を求められていること**

◆国・県の考え方は見直し検討！

**下水道事業は地震対策、老朽化対策、浸水対策など喫緊の課題があり、新たな整備への投資が厳しい状況であること**

◆下水道事業の多様化！

**少子高齢化や人口減少、老朽化施設の更新等を踏まえ、持続可能な事業の健全運営を行う必要があること**

◆下水道財政の健全化！

### 3. これまでの主な経過

日程	主な項目
R4/7月	県都市計画課と協議(区域の見直し協議[都市計画決定は不要])
8月	日本下水道事業団、計画設計業者と見直し業務に係る協議
R5/1月	関係住民説明会 地権者 767名へ案内文、概要版を送付
1月20日	第1回鹿屋市下水道事業審議会(諮問・意見提言等)
2月6日	公共下水道未整備地区の区域見直しに関する説明会 東地区学習センター
2月7日	公共下水道未整備地区の区域見直しに関する説明会 中央公民館
2月9日	公共下水道未整備地区の区域見直しに関する説明会 農業研修センター
2月15日	公共下水道未整備地区の区域見直しに関する説明会 西原地区学習センター
2月22日	鹿屋市議会議員説明会にて説明・報告
4月7日	意見公募手続き(パブリックコメント)～5/8まで

# 鹿屋市公共下水道計画の見直し（案）

## 1. 現計画と見直し計画(案)の変更内容

内 容	現計画	今回計画	増 減
事業計画区域面積	784 ha	722 ha	62ha 縮小
計画目標年次	令和5年度	令和12年度	7年
全体計画汚水量 日平均	8,900 m <sup>3</sup> /日	8,500 m <sup>3</sup> /日	400 m <sup>3</sup> /日減
処理場 計画池数	4 池	4 池	変更なし
管路整備終了までの整備費	約44億円	約17億円	27億円縮減

## 2. 下水道計画見直しの基本的な考え方

### (1) 下水道の計画区域について

- ・ 現行の汚水処理の事業計画区域を784haから722haへ縮小します。ただし雨水処理の事業計画区域は784haのままといたします。

### (2) 汚水処理の早期概成について

- ・ 下水道未整備地域の現状を踏まえ、10年程度で実現可能な計画区域に見直し(縮小)を行い、持続可能な下水道事業の健全運営を図りながら、国が求める汚水処理の早期概成95%の達成を目標とします。

### (3) 区域から除外される区域の対応について

- ・ 今回の見直しにより、事業計画区域からはずれる地域については、将来的にも合併処理浄化槽の普及を図ります。
- ・ 下水道区域の境であって、既設管との勾配が確保される箇所については、取付管の個人設置により、「区域外流入」として下水道接続も可能です。

### (4) 今後の下水道区域内の雨水対策について

- ・ 雨水の処理区域については現在の処理面積を維持し、他の事業と連携しながら、引続き下水道区域の雨水対策に取り組むことといたします。



### 3. 区域見直し概要図（汚水処理）

